

徳島市立徳島城博物館観覧料等減免取扱い基準

第1条 徳島市立徳島城博物館条例（平成4年徳島市条例第19号）第6条の規定に基づく、観覧料及び使用料の減免基準については、次のとおりとする。

(1) 観覧料を減免する場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- | | |
|---|------------|
| ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者1人 | 全額 |
| イ 教育課程に基づく教育活動として観覧する幼稚園、義務教育諸学校及び高等学校の児童・生徒等の引率者 | 全額 |
| ウ 観光客を伴う旅行業者の添乗員 | 全額 |
| エ 取材目的のために入館する報道関係者 | 全額 |
| オ 国及び他の公共団体等から派遣された博物館を目的とする視察者 | 全額 |
| カ 前号を除く国及び他の公共団体等から派遣された視察者 | 全額 |
| キ 徳島市又は徳島市教育委員会が主催する会議等のため来徳した県外人等で特に必要と認められる場合 | 全額 |
| ク 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 | 市長が相当と認める額 |

(2) 特別室及び附属設備の使用料は、徳島市又は徳島市教育委員会が主催する行事で博物館活動の推進に寄与する場合に、その全額を免除する。

(3) 博物館資料使用を減免する場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| ア 徳島市立徳島城博物館条例施行規則第10条第1項及び第2項に規定するものが博物館資料を利用する場合 | 全額 |
| イ 徳島市又は徳島市教育委員会が発行する広報紙等の掲載のため博物館資料を利用する場合 | 全額 |
| ウ 報道・出版関係者が徳島城博物館のPRのため博物館資料を使用する場合 | 全額 |

第2条 徳島市立徳島城博物館の観覧料に関する規則（平成4年徳島市規則第55号）第2条ただし書きに規定する場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号ア、イ、ウ、エ及びオに該当する場合

附則

この基準は、平成4年10月2日から施行する。

附則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。